

令和6年第2回臨時会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和6年5月17日 開会

令和6年5月17日 閉会

飯 島 町 議 会



令和6年第2回飯島町議会臨時会議事日程

令和6年5月17日午後2時00分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 第 2 号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3 号議案 飯島町指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準条例及び飯島町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する基準条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 第 4 号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 8 第 5 号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算（第10号専決）

日程第 9 第 6 号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）

日程第10 第 7 号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号専決）

日程第11 第 8 号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第4号専決）

日程第12 第 9 号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第1号）

日程第13 第10号議案 飯島町南田切地区町道南田切線その3道路改良工事建設工事変更請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第14 第11号議案 飯島町鳥居原地区町道鳥居原横断線ほか道路改良工事に係る建設工事請負契約の締結について

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番	伊藤 秀明	2番	坂井 活広
3番	折山 誠	4番	坂本 紀子
5番	宮脇 寛行	6番	浜田 稔
7番	三浦寿美子	8番	堀内 学
9番	星野 晃伸	10番	片桐 剛
11番	吉川 順平	12番	久保島 巖

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 唐澤 隆</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>林 潤</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	林 潤	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	林 潤																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 齊藤 鈴彦</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬

## 本会議開会

開 会	令和6年5月17日 午後2時00分
事務局長 議 長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席) ただいまから令和6年第2回飯島町議会臨時会を開会いたします。 議員各位におかれましては、慎重な御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。 なお、今臨時会は節電・省エネ対策の一環として軽装といたしましたので、御理解と御協力をお願いいたします。 なお、報道機関から写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶いただきます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	議会臨時会招集に当たりまして一言御挨拶申し上げます。 令和6年5月2日付、飯島町告示第31号をもって令和6年第2回飯島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。 さて、5月も半ばを迎え、山々の緑が一段と濃さを増して、山々の残雪が徐々に消え、雪形もだんだんと小さくなっていく季節となりました。里では田んぼに水が張られ、カエルの大合唱とともに田植が進められております。 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類になってから1年がたちまして、この大型連休は、町内でも千人塚や与田切公園をはじめ町内各所に町内外から多くの皆さんにお越しいただき、にぎわいました。以前のように人の動きが活発化してきましたことは、大変うれしい限りでございます。 さて、本臨時会に提案申し上げます案件は、専決処分の条例案件4件、令和5年度一般会計及び特別会計補正予算の専決処分案件4件、緊急の事業実施に伴う令和6年度一般会計補正予算案件1件、契約締結案件は専決案件1件を含む2件の計11件でございます。 何とぞ、慎重な御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、臨時会招集の御挨拶といたします。 よろしくをお願いいたします。 〔唐澤町長降壇〕
議 長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は会議規則第122条の規定により2番 坂井活広議員、3番 折山誠議員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期につきましては、本日の議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日1日限りとすることが適当との協議結果の報告がありました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

議長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

初めに令和6年3月定例会において議決された意見書の処理について報告いたします。

再審規定（刑事訴訟法）の改正を求める意見書、訪問介護報酬削減の撤回を求める意見書、裏金問題の解明と政治資金の透明化を求める意見書、少子化対策財源に保険料上乗せを行わないよう求める意見書、以上4つの意見書につきましては、3月18日に衆議院議長をはじめ関係機関に送付いたしましたので、報告いたします。

次に例月出納検査結果について報告いたします。

3月4月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

次に町当局からの報告を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町長 それでは、私から3件について御報告を申し上げます。

初めに、令和5年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について地方自治法施行令第146条第2項に基づき御報告申し上げます。

令和5年度事業の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり令和6年度に繰り越しました。繰り越しました事業は、車両管理費の選挙等広報事務用公用車購入事業など全16事業でございます。細部につきましてはお手元の繰越計算書を御覧いただきたいと思っております。

続きまして、令和5年度水道事業会計の繰越計算書について地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

令和5年度に発注しました上水道配水管布設替え工事において資材の納期遅れにより年度内での工事完了が困難となったことから、建設改良費に係る支出予算を別紙繰越計算書のとおり令和6年度へ繰越いたしました。細部につきましてはお手元の繰越計算書を御覧いただきたいと思っております。

続きまして、令和5年度下水道事業会計の繰越計算書について地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

令和5年度に発注いたしました移動脱水車更新事業において、半導体不足による機器類及び関連工事の資材の納期が遅れたことにより年度内での納車や工事完成が困難となったことから、建設改良費に係る支出予算を別紙繰越計算書のとおり令和6年度へ繰越いたしました。細部につきましてはお手元の繰越計算書を御覧いただきたいと思います。

以上3件につきまして御報告を申し上げます。

よろしく願いいたします。

[唐澤町長降壇]

議 長 以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[宮下副町長登壇]

副 町 長 第1号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、関係する規定を整備するため、この条例の一部を改正するものです。

地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月31日付で一部改正に係る専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により本会議において報告し、承認を求めらるるものでございます。

条例の主な改正点が3つございます。まず1点目は令和6年能登半島地震災害に係る特例に伴う改正、2点目として個人住民税の所得割の定額減税に関する改正、3点目として固定資産税の減免の特例及び年度の延長による見直しなどでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

[宮下副町長降壇]

住民税務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 次に賛成討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ほかに討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから第1号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 日程第5 第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて  
を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
〔宮下副町長登壇〕

副 町 長 第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。  
本条例は、第1号議案と同様、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことにより、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月31日付で一部改正に係る専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により本議会において報告し、承認を求めるものでございます。  
条例の主な改正点は、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられることによる所要の規定の整備を行うものでございます。  
細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。  
〔宮下副町長降壇〕

住民税務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

		最初に反対討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		次に賛成討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		ほかに討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
		お諮りいたします。
		本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長		異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議 長		日程第6 第3号議案 飯島町指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準条例及び飯島町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する基準条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて
		を議題といたします。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		〔宮下副町長登壇〕
副 町 長		第3号議案 飯島町指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準条例及び飯島町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する基準条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。
		本条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により指定地域密着型サービス事業の人員、設備運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うものです。
		地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分いたしましたので、同法同条第3項の規定により本会議において報告し、承認を求めるとでございます。
		細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。
		〔宮下副町長降壇〕
健康福祉課長		補足説明
議 長		これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番

坂井議員

第3号議案、資料1の新旧対照表の改正案についてお聞きしたいんですけども、第15条第2項(4)のところ、これが新しく増えたということで、「基準省令第73条第6号の規定による身体的拘束等に係る記録」っていうことで、「身体的拘束等」の「等」ってというのは身体的拘束以外にも何か含むものがあるのかというのが1つと、あと、これは記録があればお答えいただきたいんですけど、今、実際、このサービス事業者において身体的拘束ってというのは、例えば1人年間何時間とか、そういったものとか、もし分かればお答えください。

健康福祉課長

身体的拘束等でございますが、実際に何か道具を使ってその人を例えばベッドへ固定するだとか、そういったものに関しては身体的拘束となりますが、そのほかに、例えば個室のほうから出られないような形を取ってそれを常時監視するといったようなケースがあるかと思っておりますので、その部分等という言葉を使っているかと思っております。

それから、実際のそういった記録に関しましては、今資料を持っておりませんので、今のところお答えはできません。

議 長

よろしいですか。

2番

坂井議員

はい。

議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第3号議案 飯島町指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準条例及び飯島町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する基準条例の一部改正に係る専決処分承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり承認することに決定され

ました。

議 長 日程第7 第4号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔宮下副町長登壇〕

副町長 第4号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたこと等に伴い所要の改正を行うものです。

地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本会議において報告し、承認を求めらるるものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

〔宮下副町長降壇〕

健康福祉課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第4号議案 飯島町指定居宅介護支援等の事業者の指定等に関する基準条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 日程第 8 第 5 号議案 令和 5 年度飯島町一般会計補正予算（第 10 号専決）  
日程第 9 第 6 号議案 令和 5 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号専決）  
日程第 10 第 7 号議案 令和 5 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号専決）  
日程第 11 第 8 号議案 令和 5 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）

以上 4 議案を一括議題といたします。

本 4 議案につきまして提案理由の説明を求めます。

[唐澤町長登壇]

町 長 第 5 号議案 令和 5 年度飯島町一般会計補正予算（第 10 号専決）から第 8 号議案 令和 5 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号専決）までの 4 議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、飯島町議会 3 月議会定例会後におきまして補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき 3 月 29 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき今回の議会において報告し承認を求めるものでございます。

まず初めに、令和 5 年度事業につきましては、厳しい財政環境の下ではありましたが、実施計画に基づく各種事業に取り組み、おおむね計画どおりの行財政運営ができました。これも町議会の皆様をはじめ町民の皆様の深い御理解と御協力のたまものと心より感謝申し上げる次第でございます。

それでは第 5 号議案の令和 5 年度飯島町一般会計補正予算（第 10 号専決）について申し上げます。

今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1,355 万 1,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 61 億 5,946 万 9,000 円とするものでございます。

主な内容であります。まず歳入につきましては、町税は収入実績を踏まえ 390 万円の減額を計上したほか、各種譲与税や交付金、特別地方交付税は、交付額確定に基づき、それぞれ増減を補正いたしました。

また、決算見込みにより財政調整基金の繰入れをおよそ 1 億円、町債につきましては事業費の確定により 4,950 万円を減額いたしました。

一方、歳出の主な内容でございますが、商業施設用地造成工事を 4,700 万円、県営事業花の里地区負担金を 2,600 万円、開業医支援事業補助金を 1,500 万円減額いたしました。

一方、決算状況により、今後の公共施設整備や長寿命化対策等を考慮し公共施設等整備基金に 1 億円のほか、DX 推進のための財源確保として高度情報化基金に 5,500 万円、実績により企業版ふるさと納税基金へおよそ 2,600 万円の積立てを行う増額補正を行いました。

また、特別会計への繰出金につきましては、事業費の確定等により、合わせておよそ

1,200万円の減額といたしました。

そのほか、令和5年度の決算処理に当たり必要な補正を行ったところでございます。

続きまして第6号議案の令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号専決)について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,770万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,638万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、令和5年度における保険給付費の確定、これに基づく県支出金の確定、国民健康保険税の収納状況、総務費及び保健事業費の執行状況に基づき補正をするものでございます。

歳入では、国民健康保険税を増額し、県支出金及び繰入金を減額するものでございます。

歳出では、総務費、保険給付費、保健事業費をそれぞれ減額し、差額を予備費で調整するものでございます。

続きまして第7号議案の令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号専決)について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,637万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、令和5年度における後期高齢者医療保険料の確定により必要な補正をするものでございます。

歳入では後期高齢者医療保険料を増額するもので、歳出では後期高齢者医療広域連合給付金を増額するものでございます。

続きまして第8号議案の令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号専決)について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,800万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億5,615万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、事業の確定により必要な補正をするもので、歳入では実績により介護保険料、諸収入を増額し、負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計及び基金繰入金を減額するもので、歳出では総務費、保険給付費、地域支援事業費を減額し、差額を予備費で調整するものでございます。

その他細部につきましては、第5号議案については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第6号議案から第8号議案につきましては御質問により説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

[唐澤町長降壇]

企画政策課長	補足説明
総務課長	補足説明
住民税務課長	補足説明
健康福祉課長	補足説明
産業振興課長	補足説明

建設水道課長	補足説明
地域創造課長	補足説明
会計管理者	補足説明
教育次長	補足説明
議 長	ここで休憩いたします。再開時刻を3時45分といたします。休憩。
休 憩	午後3時28分
再 開	午後3時45分
議 長	会議を再開いたします。 休憩前に説明のございました令和5年度専決補正予算4議案につきまして一括して質疑を行います。 質疑はありませんか。
6 番	
浜田議員	儲かる飯島町チャレンジ事業についてお伺いします。 26ページ、事業コード1165、大体補正前に対して3割近くマイナスということで、事業としては全体として元気がなかったのかっていうふうに見えるわけです。(笑声) それで、その一方、次のページ——28ページ、同じくワーケーションのトレーラーハウスですね。わざわざ1,700万円かけて移動しましたと、ただ、200万円削減しました、合理化しましたという報告のように見えるんですけども、これだけのお金をかけて力を入れた一方、実際にはアドバイザーの費用も削減するぐらい事業が進展しなかったというふうに見えるんですが、これは私の誤解なんでしょうか、あるいは具体的にどういうことだったんでしょうか、お尋ねします。
地域創造課長	まず、儲かる飯島町チャレンジ業につきまして、確かに、営業部関係の活動が一番活発にやっていた頃に比べますと低調になってしまったというのは議員の御指摘のとおりだと思います。いろいろな、コロナの関係も当然あるわけなんです、いろいろと、昨年部をちょっと統一しまして、全体事業とかいう形で新たな形を模索してきたわけなんです、なかなかちょっと我々のほうもうまくできなかったというところになるのかなと思います。 それから、ワーケーション事業につきましては、200万円減額の今回の補正予算につきましては、不用額が出ましたので、単純に財政のほうと協議をしまして表に出していくという形で補正をさせていただきました。 大きなお金をかけて管理棟のほうへ動かしたわけですので、これについては、しっかりとまた全体が活用されるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
議 長	よろしいですか。
6 番	
浜田議員	はい。

9 番 星野議員	17 ページ、2112 の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金なんですけど、給付金の全てがそうだと思うんですけど、申請をしないともらえないとか、非常に役場から出される資料が読んでも難しいっていうのもあると思うんですけど、そういう点で、もらうべき人が必ずもらえているのかっていうようなことは調べているのか、どうなんでしょうかと思ってお聞きします。
健康福祉課長	<p>臨時特別給付金につきましての実績はそれぞれございますが、もらえる人がもらえているのかというと、ちょっとどのように調べたらいいのかは、実際、私のほうも分かりません。</p> <p>ただ、すみません、臨時特別給付金につきましては、予算のほうは、たしか 830 件で取ってあったと思います。それに対しまして実績のほうは 745 世帯というような形になっております。</p> <p>それから、家計急変世帯分につきましては、こちらは予算が 70 世帯分で計上してありますが、実績はございませんでした。</p> <p>それから、低所得世帯の支援追加分、こちらにつきましては 800 世帯を予算化して実績としては 733 世帯と、一応このような実績になってございます。</p> <p>以上です。</p>
6 番 浜田議員	今の説明っていうか、この件は私も気にしていたんですが、34 ページの事業コード 2027 は、補正前が 183 万 8,000 円、それで、それに対して補正額がほぼ半分なんですよね。それで、これは子育て世帯の支援特別給付金、低所得世帯向けということなんですけど、いかにも、これだと補足率が悪過ぎるんじゃないかと、ある程度の根拠に基づいて予算化しているはずなのに実際に支払われたのが半分っていうのは、一体何が起こったんでしょうか、御説明をお願いします。
住民税務課長	こちらにつきましても、予算を取るときには最大値で取っておりましたけれども、実際には、転居をされた方とかがおりますので、その数字が動いたということがございますので、御理解をいただきたいと思います。
議 長	よろしいですか。
6 番 浜田議員	はい。
9 番 星野議員	今言われたように、要するに役場側から出される書類等で申請しないともらえないっていうような部分で考えますと、書いてある文面が難しいとか、広報の仕方っていうものも非常に問題があるのではないかって思うんですけど、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。
副 町 長	<p>今御質問の半分——50%しかないというお話でございますけども、対象世帯はつかんでいるというふうに私は理解しております。</p> <p>それで、文書を出すところは該当があるぞというところでございますので、先ほど申し</p>

ましたように、家計急変の関係につきましても対象はあるというふうに踏んで、要するに最大値を見積もっておりますけども、それはなかったということです。

あとの世帯につきましても、基準が合えば、それなりの捕捉をしておりますので、文章は難しくても該当するところには文書を出しているはずでございますので、その中で申請すれば、そうすればもらえるということでございますので、その辺につきましてもは何もつかんでいないということではないというふうに私は理解しております。

そんなふうで、たまたま——確かに見積りは私も多いなと実は思っております。実際には最大値で盛っておりますので、若干多めにはなっているはずでございますし、家計急変につきましても、ゼロということではございましたが、説明があったときには、もし該当したら困るからこれだけ盛るという話ではございましたので、そこら辺の数字は——家庭急変はなかなかつかむのは難しいことではございますけども、該当するところへはまんべんなく通知は行っているというふうに理解しております。

4番

坂本議員

今の話でいけば、該当者には通知が来ているので、該当者自身が、内容っていうか、あれが理解できなければ、直接役場のほうの担当に聞けば対応できるっていうふうに、そういう説明を私たちがすればいいわけですね。

副町長

そのとおりでございます。議員さんにおかれましてもそういう説明をしていただければいいと思いますし、係のほうも大体該当の期限が来るまでには捕捉をしているはずだというふうに私は理解しております。

議長

ほかに……。

4番

坂本議員

ほかのことですが、28ページの1177、真ん中にある企業版ふるさと納税基金費なんですけれども、2,740万円の寄附がありというふうな説明だったんですけれども、これは具体的に件数とかはどのくらいになるんでしょうか。

地域創造課長

先ほどちょっと簡単に触れさせていただきましたが、5社から総額2,740万円の寄附をいただけたということになります。よろしいでしょうか。

議長

ほかには……。

浜田議員。

3回目です。

6番

浜田議員

じゃあ固めて聞きます。

1つ目は、38ページの事業コード2872新エネルギー普及対策事業、これもやはり3割ぐらいマイナスの補正になっています。それと、少し飛んで42ページ、町有林整備事業、これも4割ぐらいですかね、800万円を340万円減額。

実は、この間、商工会の総会の中で県議の皆さんが県の脱炭素の予算が少し余っていると、それで6月に再募集するというふうなお話もありました。

それで、そういう目で見ると、町のこういった面での取組も全体として力が入っていないんじゃないかというふうに見えるので、そういうことがあるのかどうかとい

うことが第1点です。

3回目だっというんでもう一つお伺いしておきますけども、全然別件で、54ページ、一般職の給与、報酬等があるんですけども、職員数が8人減っています。それで、その結果4,000万円の経費が浮いたように見えてしまうわけですね。

じゃあ、その内訳はどうなのかということなんですけれども、次のページ——55ページでは、常勤職員は減っていません、ゼロです。それで、減ったのは会計年度任用職員だけと、こういう姿になっています。

じゃあ、そもそも4,000時間分の労働は役場として必要なかったのか、あるいは、実際にこういう方々、特に会計年度任用職員が減ったのは一体時期はいつ頃だったんだ、そもそもこの背景は何なのか、これについて、今2点お尋ねしました。

以上です。

住民税務課長 最初のほうに御質問ありました2872のことですけれども、お問合せ自体はかなりありました。

ただ、具体的に申し上げますと、国というか、経済産業省のほうで、系統連系のほうの関係の許認可が能登半島地震の関係で、ちょっと時間が通常よりも2倍3倍の期間がかかるといことで、実際の業者のほうでお問合せをいただいた段階で調べて、ちょっと補助金の対象の期間を過ぎてしまうということもありまして、そこをちょっと控えられた方が実際には5件ほどありましたんで、そういったことで影響があったと思います。

産業振興課長 3863町有林整備事業についてお答えしてまいります。

当初予算で最初に考えていた町有林の箇所を現地精査したところ、生育が悪かったために他の箇所に移しました。ですので、最初の箇所に比べて実際にやった箇所の面積が多少小さくなりまして事業費が下がったという理由になります。

総務課長 給与費明細書について、会計年度任用職員さんの人数の比較についてでございますが、予算につきましては、各職場で必要な人数ということで予算を当初は盛ってございます。

それで、年間を通じて随時募集をかけているところなんですけれども、募集をしても最終的に応募がなかったりして補充ができていない分につきまして、今回、落とさせていただいているものでございます。

副町長 もうちょっと詳しく申し上げますと、こちらは必要だと思って予算を盛っているわけでございますが、各課のほうで精査して予算を計上したり補正をかけたりしておりますけども、どうしても、もう技術的な面だとか、そういうところで、どうしても、面接をやっても駄目という方もいらっしゃいますし、条件をつけても来てくれないというのは結構ございます。

年間を通じて募集しているというのが今の状況でございますので、その面でマイナス8人というふうになってきて、今回は専決でございますので、落としがほうがいいなということで落とさせていただいている、そういうわけでございますので、よろしく願いたします。

7番

三浦議員 今お答えでしたけれども、そうすると、必要な職員数が必要なところに集まらないって

ということで、今現在働いている職員の皆さんへの負担ってということについてはどのようにお考えで、残業手当とか、いろんなところではちゃんと手当がされているかどうかとか、メンタルの問題もどんなふうになっているかということについてお答えください。

副町長 全てが残業手当に跳ね返るかと言われると、そうではないというふうに理解はしておりますけども、若干の負担はあるだろうというふうに思っております、できるだけそれに負担が行かないように募集は常時かけているというような状態でございますけども、何とかかんとか回しているというのが実態でございます。

例えば保育士さんですと、4月から始まっておりますけど、もう全然足りない、今年度もそんなような状態でございますので、そこら辺のところ、予算はあっても人が来てくれないっていうのが続いておるので、また子どもさんを預かることができない状態が10月頃になって出てくるかもしれないっていうのはちょっと懸念をしておるところでございます。

技術的なところでございますと、そこに合った人が来てくれないと役に立たないということがございますので、そういう面もあって、募集をかけたり、できないところは、設計とか、そういうものについてはほかのところへ、委託へ回したりとか、そういうことはやっております。

できるだけ負担のないようにしておるつもりでございますが、どうしてもその面で——5年度の結果を見ますとこのような結果になってしまったというのは結果論でございますけども——募集はずっとかけておる状態でございますので、できるだけ賄っていかなければならないという認識は持っております。

議長 坂本議員。

3回目です。

4番

坂本議員 32ページの2255の障がい者自立支援事業の中の扶助費の障害福祉サービスに係る介護給付費等は1,107万円というかなりの金額がマイナスになっているわけですが、これの原因はどこがどうだったんでしょうか。

健康福祉課長 申し訳ございません。細かいデータを持っておりませんのでお答えできません。

議長 じゃあ後ほど……

4番

坂本議員 はい。(聴取不能)

議長 ほかには……。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

それでは、これから採決をしてまいりたいと思います。

初めに第5号議案 令和5年度飯島町一般会計補正予算(第10号専決)について討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議	長	次に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ほかに討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから令和5年度飯島町一般会計補正予算（第10号専決）について採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に第6号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）について討論を行います。 最初に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ほかに討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第6号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）について採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に第7号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号専決）について討論を行います。 最初に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ほかに討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第7号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号専決)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり承認することに決定されました。

次に第8号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号専決)について討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第8号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第4号専決)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、第8号議案は原案のとおり承認することに決定されました。

議長 日程第12 第9号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町長 第9号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額56億8,000万円は変わらず、歳出内容の補正をするものでございます。

歳入につきましては変更ございません。

歳出の内容ですが、議会アンケートの実施に伴う必要経費と能登半島地震への職員派遣に係る手当等の経費について予算措置を行い、予備費で調整するものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決

	を賜りますようお願いいたします。
	〔唐澤町長降壇〕
企画政策課長	補足説明
総務課長	補足説明
議長	説明を終わりました。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。
6番	
浜田議員	特に災害派遣についてなんですけれども、もちろん、全国の市町村が現場の状況を認識して、それぞれの持つ固有技術で支援するっていうことは、大変気高いことというか、大事なことだと思っています。 ただ、一方で、その財源が全て自治体負担でいいのかという思いが私にはあります。 これについて、国、県等から何の財政的な支援もないのかどうか、あるいはそれを求めなくてよいかっていうことについてお伺いいたします。
副町長	今のところまだ、議員さんのおっしゃったように、通知は、はっきりしたことはございませんけれども、いずれ、特交処置か、交付税、通常で入ってくるかは分かりませんが、あるだろうというふうには思っておりますけれども、それが無い場合には、我々としてもある程度の要求をしなきゃならんというふうに思いますので、そんな認識でおるということで御理解を願いたいと思います。
議長	ほかに……。よろしいですか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 最初に反対討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	次に賛成討論はありませんか。
6番	
浜田議員	議会の調査については、もちろん必要なことでありますので賛成です。 それから、今、副町長から答弁いただきましたけれども、依然として伝えられる能登の復興の遅れ、これは、まさに市町村が頑張っただけで何とかというレベルではなくて、やはり国の本気度が問われるような遅れが依然として残っている、災害直後ではないかと思われるような風景がいまだに残存しているというのが現状だというふうに私は思っております。 ですので、飯島町が力を入れると同時に、当然、現地でいろいろな現状を見てこられると思いますので、そういったありさまも含めて、やはり国、県等の関係機関に強い要望を上げていただきたいということを求めて、賛成といたします。
議長	ほかに討論はありませんか。

2番

坂井議員

賛成の立場で討論いたします。

定数報酬のアンケートの実施のための予算ということで、臨時会の調整していただいたということで感謝申し上げます。

それで、その上で、ちょっと、本来であれば、第1号議案から第8号議案は6月定例会で行うことだったと思うんですけども、5月に臨時会を開いたってということで駆け足の説明と駆け足の質疑になってしまったことを、ちょっと議会運営委員会として適切な運営ではなかったかなと思いますんで、申し訳ありませんでした。賛成の討論ですけど（笑声）すみません、ちょっと謝罪もさせていただきます。すみません。

議 長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第9号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第13 第10号議案 飯島町南田切地区町道南田切線その3道路改良工事建設工事  
変更請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることにつ  
いて

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

第10号議案 飯島町南田切地区町道南田切線その3道路改良工事建設工事変更請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

令和5年7月6日に契約しました当該工事につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月26日付で建設工事変更請負契約の締結に係る専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会におきまして報告し、承認を求めるところでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔唐澤町長降壇〕

建設水道課長

補足説明

議 長

これから討論を行います。

質疑ありませんか。

3番

折山議員

先ほど来の補正の内容をいろいろお聞きしておったり、いろいろするんですが、ちょっと荒っぽい考え方がいろいろ多かったのかなってというようなことを思い、あえてちょっと聞きたいんですが、今、旧橋の撤去の増工のことを言われましたが、当初、旧橋の撤去を当初で見込めなかったのかどうか。

それから、全協の説明をお聞きしていると、当初の予算額に対してこれだけ大きい事業が、倍に近くなるってというような、そういう流れが、ちょっと、飯島町の財政運営上、かなり危機感を持って先ほども議員控室でみんなと話をしておりましたが、ちょっとここんところ荒っぽい予算措置がなされているのかなってというようなことがあって、旧橋の撤去は当初から見込めなかったものか、そこら辺をお聞きしたいと思います。そういった意味を含めてお聞きします。

建設水道課長

御指摘のとおり、当初の設計で見込めなかったものは、中には、事実、ございます。

御指摘の旧橋の撤去につきましては、橋台の部分がどうしても土の中に埋まっておりまして、実際に撤去し、その処分については処理を行って見ないと分からないボリュームの分がございまして、そういった部分での変更増という意味で説明をさせていただきました。

以上です。

3番

折山議員

ああいう構造物って、大概、形状からボリュームから、いろんなことが想定できるものだというふうに私は理解しております。それが見込めなかったって、掘ってみなきゃ分からなかったって部分が分からないんですが、差し支えなければお聞かせいただきたいと思っております。

建設水道課長

もともとあった橋でございますけれども、建設年度が大分古くて、道路台帳上にも詳しい図面等がないものでございましたので、いわゆる推定的なボリュームで当初は計上しておりましたが、やはり実際に撤去しますとそれ以上のボリュームがあったということで、最終的な変更が必要になったということで説明をさせていただきました。

3番

折山議員

それじゃあ、いろんな部分にちょっと通じるんで、あえてちょっと質問させていただきますが、特に大きい事業、これがもう増工増工で膨らんでいくっていうことは、財政運営上、極めて——ほかの、先ほど来出ているように、いろんな事業をやりたいんだができない状況なんですね、今、飯島町は。

簡単に言えば、人を募集してもおらない。何でおらんのか。これは募集要項の中の条件がみんなに受け入れられていないからいけないわけですね、人材が集まらないわけですね。財源さえあれば、横並びではなくて、そこへ人を集めるために厚い手当をすれば集まってくる可能性があるんですが、毎回、答弁は募集をかけておりますが人が集まりませんでした、行政努力がないというふう感じてお聞きしておりました。

こういうやつも、先ほど来の話を聞きしていると、目いっぱい見込みましたっていう答弁が一方ではある中で、これだけ大きい事業の中で、目いっぱい可能性のある見積りをす

れば事業をやり切れるのかやり切れないのかという議論まで踏み込んでいくわけです。ですから、大型事業については特に、見積もる段階で——少なくとも当初に計画した費用が倍になるなんていうような説明をお聞きするっていうのは議員の一人として極めて心配になるもので、あえて申し上げましたが、何かお答えできるものがあつたら言ってみていただきたいと思います。

特に副町長、なぜここでは目いっぱい見ておかないんだのか、その御説明を求めます。

副町長 当初2億7,000万円が5億5,000万円になったということでございますので、倍以上になっているなって私も認識はございます。

当初計画では、今、課長が申しましたように、橋梁につきましては、もうある程度、そんなにすごいものは架かっていないだろうという予定でございました。ですが、やってみたら、中にもいろいろあって撤去しなきゃならんとか、県の指導もあって——先ほど説明したようなものもございまして、床固工ですか、そういうことをやらなきゃならなくなったっていうことが、実際問題、それを見積もっていなかったという我々の監督不行き届きもあると私は思っておりますけども、そういう中で見積りを今まで精査できなかったっていうことはあるのではないかというふうに思っております。

一方、目いっぱい見積もったと、臨時交付金みたいなもの、給付金みたいなものは目いっぱい、こういうものにつきましては、国の施策であろうが町の施策であろうが支給対象の方を漏らしてはならないという担当者の思いもございまして、そういうふうになっております。若干過大見積りもあつたと私は思っておりますけども、そこら辺のところも含めて、これから精査をしっかりと、職員の皆さんと話し合いをしながらやっていきたいというふうに思っております。

今回の南田切線の件につきましては、町も大いに反省するところがあるというふうに理解しております。よろしく願いいたします。

町長 南田切線につきましては、今、副町長の申し上げたとおりであります。

今後は、国民スポーツ大会等で大きな事業が控えております。しっかりと設計段階から精査しながら、また全員協議会にしっかりと諮りながら事業を実施してまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから第 10 号議案 飯島町南田切地区町道南田切線その 3 道路改良工事建設工事変更請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、第 10 号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>日程第 14 第 11 号議案 飯島町鳥居原地区町道鳥居原横断線ほか道路改良工事に係る建設工事請負契約の締結について</p> <p>を議題といたします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>〔唐澤町長登壇〕</p>
町 長	<p>第 11 号議案 飯島町鳥居原地区町道鳥居原横断線ほか道路改良工事に係る建設工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>令和 6 年 4 月 9 日、飯島町財務規則の規定により一般競争入札に付した当該工事につきまして建設工事請負契約を締結するため、地方自治法及び飯島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>〔唐澤町長降壇〕</p>
建設水道課長	<p>補足説明</p>
議 長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
11 番 吉川議員	<p>地元のことでございますので、ちょっと苦情が入っております、課長は知っておると思いますが。実は、洲原神社から保育園に向かって北側はもう既に済んでおりますが、その工事によって——あそこは下在ですので、やはり農家が多いので水路がいっぱい分かれております。それで、原因は分かったんですが、自宅がありまして、そこへ水があふれちゃったということで、要するに上のほうの水路のあれを閉めちゃってあるものですから、それがぱつとあふれてきちゃったという形であります。</p> <p>これは、建設水道課を通じて本人におわびを申し上げて、説明を受けておりますんでいいんですが、要は、これから南側をやるということで、先ほども言いましたように農業地帯ですので、やはり、これから梅雨の時期、雨が降る、用水路があふれちゃうだとか、あるいは逆に干ばつで水が全然来ない、そういうことは上からの水なんでどうしようもない</p>

かと思いますが、そういうことのないように、ひとつ工事会社とよく打合せをしていただいて、非常に水が重要な課題になっておりますので、ぜひとも、要望ということで御意見として申し上げておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

建設水道課長 御指摘のことにつきましては係等で対応させていただいております。これから特に梅雨の時期を迎えますので、なお一層水回りには気をつけて工事を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 11 号議案 飯島町鳥居原地区町道鳥居原横断線ほか道路改良工事に係る建設工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長 議会臨時会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日上程いたしました全ての案件につきまして原案のとおり御議決賜りまして、誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。

また、質疑等でいただきました御意見をしっかりと受け止め、執行に努めてまいりたいと思っております。

令和 6 年度がスタートいたしまして一月足らずではありますが、気持ちを新たに、町長以下職員が一丸となって第 6 次総合計画の将来像実現に向けまして全力で取り組んでまいる所存でございます。

議員の皆様におかれましては、健康には十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお祈り申し上げ、議会臨時会閉会の挨拶といたします。

	本日は誠にありがとうございました。
	[唐澤町長降壇]
議 長	以上で令和6年第2回飯島町議会臨時会を閉会といたします。
	皆様、大変御苦労さまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
閉 会	午後4時30分

上記の議事録は事務局長 那須野一郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員